

広島市自転車都市づくり推進計画の概要 (平成 25 年 6 月策定)

1 自転車都市づくりの理念

自転車で安全・快適に移動することで市民や来訪者が各地域内の様々な地域資源や機能を楽しむことができるよう、自転車のネットワークを構築し、環境にやさしく、健康増進にも寄与するなど様々な便益をもたらす「自転車」を生かしたまちづくり（自転車都市づくり）を推進します。

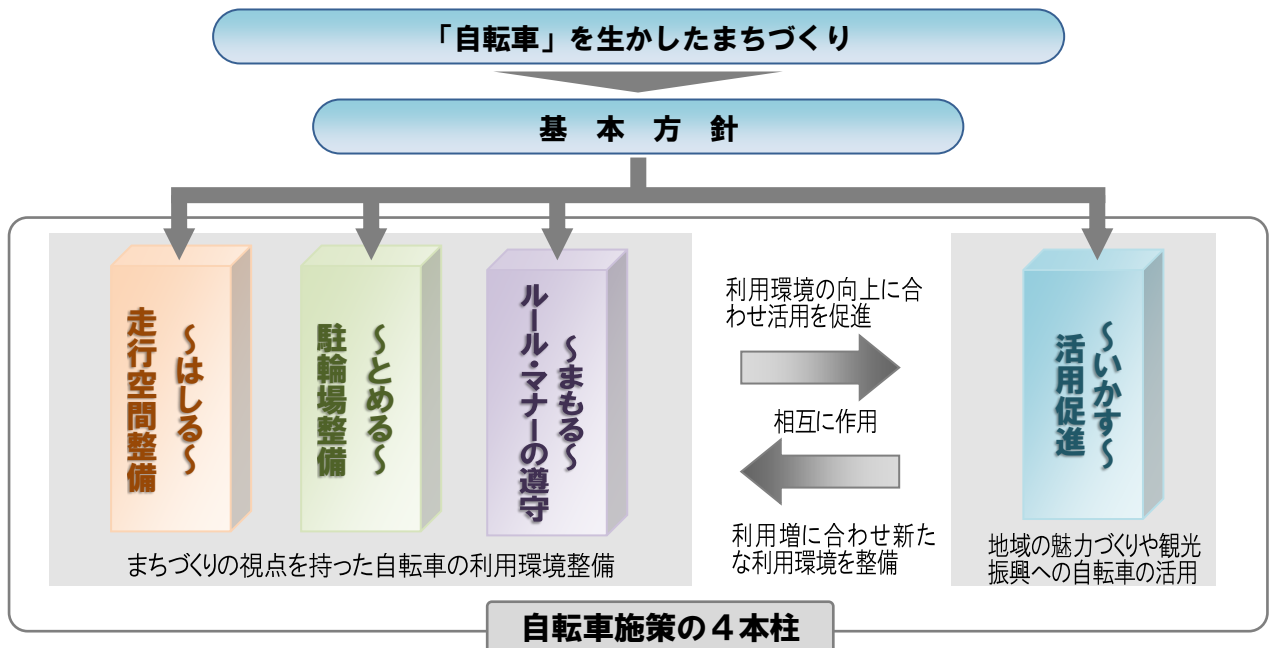
2 自転車利用環境の現状と課題

- 安全で快適な走行空間の整備
- ルール・マナーの遵守意識の高揚
- 自転車を活用した地域の魅力づくり
- 需要に応じた駐輪スペースの確保
- 観光客が気軽に自転車を利用できる環境の創出

3 基本方針

- (方針1) 市民や来訪者が様々な場面で自転車に快適に乗ることができるまちづくり
通勤、通学、買物、観光など様々な場面を想定しながら、車道通行を基本とした自転車走行ネットワークの形成や駐輪場の整備などを進め、市民や来訪者が自転車で快適に移動できるよう取り組みます。
- (方針2) 市民や来訪者が自転車に安全に安心して乗ることができるまちづくり
歩行者、自転車、自動車が、それぞれ交通ルールを遵守し、道路上で互いに注意を払うことで、歩行者の安全を確保し、自転車事故の件数及び死傷者数が減少するよう取り組みます。
- (方針3) 地域や観光の振興に自転車を生かしたまちづくり
安全・快適な自転車利用環境の整備に合わせ、地域の新たな魅力づくりや「おもてなしの観光」に自転車を活用した取組を進めます。
- (方針4) 自転車施策において行政、市民、企業等が連携するまちづくり
自転車を活用した市民主体のまちづくりや駐輪場への民間投資等、民間が主体となった取組が進むなど、行政、市民、企業等が連携するまちを目指します。

4 施策体系



5 具体的な取組と実施プログラム（平成 28 年 3 月策定）

自転車都市づくりの実現に向けた取組を段階的かつ着実に進めるため、これまで実施した取組の成果の検証結果等を踏まえ、広島市自転車都市づくり推進協議会において意見をいただきながら、平成 28 年度から令和元年度までの実施プログラムを作成しています。

理念を実現していくための施策			実施プログラム					(利用場面への寄与)					
施策の柱	施策	施策の具体的な取組	具体的な取組の内容	(1)利用者が改善効果を受けられる取組		(2)相乗効果が期待できる取組	(3)継続的な実施が必要な取組	H28～R1 年度のプログラム	次期以降のプログラム	通勤・通学	買物・私用等	観光等	
				行政主体(※1)	民間主体(※2)								
走行空間整備	自転車走行ネットワークの形成	デルタ市街地での自転車走行空間の整備 デルタ市街地以外での自転車走行空間の整備	平成 27 年 2 月に策定した「広島市自転車走行空間整備計画（デルタ市街地編）」に基づき、引き続き車道通行を基本とした自転車走行ネットワークの形成に取り組みます。 ①自転車走行ネットワーク路線の選定・整備 ②デルタ市街地周辺部などでの整備 ③その他の整備	○				→		○	○	○	
	路面標示等の設置	通行位置が分かりやすい路面標示等の設置	自転車の走行空間を整備する際には、車ドライバー等にも自転車の通行位置が分かりやすい路面標示等の設置に取り組むとともに、車道通行の利用者等への浸透状況を踏まえ、簡易でより経済的な路面標示を検討します。また、事故の危険性が高い箇所では、注意喚起の標示等の設置に取り組みます。 ④走行空間整備箇所での路面標示等の設置（車ドライバー等にも分かりやすい路面標示に取り組む。） ⑤自転車走行の注意喚起標示等の設置			○		→		○	○	○	
駐輪場整備	新たな市営駐輪場の整備	市営駐車場の転用などによる大規模駐輪場整備	市営駐車場や公共用地を活用することなどにより大規模駐輪場の整備に取り組みます。 ⑥市営駐車場の転用による駐輪場整備 ⑦公共施設の新設・建替や民間再開発などに合わせた駐輪場の整備検討	○				→		○	○		
		郊外の鉄道駅等での駐輪場整備	郊外の鉄道駅等では、通勤・通学時の公共交通と自転車の乗り継ぎがより便利になるよう、駐輪場の整備拡充に取り組みます。 ⑧容量が不足している郊外の鉄道駅等での駐輪場整備	○				→		○			
	民間駐輪場の整備促進	民間事業者による路上駐輪場の整備	買物利用が多く、また、放置自転車が多い場所などでは、国とも連携しながら民間事業者による歩道などを利用した駐輪場の更なる整備促進に取り組みます。 ⑨民間事業者による路上駐輪場の整備（国と連携し民間事業者による路上駐輪場整備の促進に取り組む。）			○		→		○	○		
		民間駐輪場への整備費助成	より使われやすい制度となるよう、適宜、助成内容等の見直しを行うとともに、駐輪場運営事業者、商店街等に対し積極的な周知に努め、整備費の助成による民間駐輪場の整備促進に取り組みます。 ⑩民間駐輪場への整備費助成			○		→		○	○		
		駐輪場附置義務の対象拡大検討	駐輪場需要の実態を調査し、駐輪場設置を義務付ける対象施設を拡大するかどうか検討します。 ⑪駐輪場附置義務の基準・対象施設の見直し	○				→		○	○		
	既存駐輪場の有効活用	柔軟な料金体系の導入	市営駐輪場の次期指定管理者の選定にあわせ、一律の利用料金を見直し、短時間無料・時間料金制など柔軟な料金体系の導入を検討します。 ⑫利便性の高い駐輪場への短時間無料・時間料金制の導入（導入時期の明確化） ⑬利便性に応じた駐輪料金（登録料金）への見直し（導入時期の明確化）				○	●●●●	→		○	○	
		市営駐車場での自動二輪車の受入れの拡大	駐輪場で受け入れている自動二輪車を比較的低利用の低い駐車場で受け入れ、駐輪場にできた空きスペースに自転車を受け入れることで、既存駐輪場の有効活用に取り組みます。 ⑭市営駐車場での自動二輪車受入れの拡大	○				→		○	○		
駐輪場満空情報システムの導入		市営駐輪場の空き情報や位置情報などを市民に効率よく提供し、駐輪場利用の利便性向上を図るため、携帯端末などから検索できる駐輪場満空情報システムの導入に取り組みます。 ⑮一時利用が可能な市営駐輪場への満空情報システムの導入				○	●●●	→			○		
市営駐輪場の機能・サービス向上		自転車利用者がより快適に安全に駐輪場を利用できるよう、設備の更新など既存の市営駐輪場について機能・サービス向上などに取り組みます。 ⑯老朽化した駐輪場設備の更新や地下式駐輪場への自転車用搬送コンベアの設置 ⑰駐輪場のサービス向上の検討 ⑱商店街等と連携した駐輪サービスの提供検討				○	●●●●	→		○	○		

(※1)行政が主体的に実施する取組
(※2)行政が支援し、民間主導での実施が期待できる取組

●●●● 検討
→ 実施

理念を実現していくための施策			実施プログラム						(利用場面への寄与)			
施策の柱	施策	施策の具体的な取組	具体的な取組の内容	(1)利用者が改善効果 を享受できる取組		(2)相乗効果 が期待 できる取組	(3)継続的 な実施が 必要な取組	H28～R1 年度 のプログラム	次期以降のプ ログラム	通勤・ 通学	買物・ 私用等	観光等
				ア 行政主 体(※1)	イ 民間主 導(※2)							
ルール・マナーの遵守 （まもる）	ルール・マナーの意識啓発	ルール周知の推進	<p>自転車マナーアップキャンペーンや街頭指導を実施するとともに、より効果的に自転車のルールを周知するため、自転車のルールの学習や教材配布ができるサイトの開設など様々な方法による広報啓発に取り組みます。</p> <p>①9 自転車マナーアップキャンペーン ②0 自転車マナーアップ強化月間 ②1 本通りアーケード街等における乗り入れ違反者への街頭指導等 （本通りアーケード街に設置している乗り入れ禁止看板の多言語化など外国人にも分かりやすい表示を検討する。また、歩行者の多い路線等について、自転車の押し歩きゾーンの設定にも取り組む。） ②2 各種媒体や自転車販売店などによる自転車安全利用五則の周知 （自転車販売店に訪れた人や市営駐輪場の利用者に対して、直接、自転車安全利用五則を周知する。） ②3 自転車安全利用サイトの開設 ②4 交通安全キャンペーンでの啓発活動 ②5 その他効果的なルール周知の検討 （利用者の交通安全意識の向上や重大事故を未然に防止するため、自転車版ヒヤリハットマップの作成に取り組む。）</p>				○	→				全ての利用場面で必要な取組
		自転車安全教育の推進	<p>小中高生には、ヘルメットの着用を促すとともに、スケアードストレートなどの教育手法を取り入れるなど、警察や関係団体などとの連携を強化しながらより効果的な実施に取り組みます。また、幅広い年齢層への自転車安全教育の推進を図るため、自転車の安全教育の機会が少ない成人を対象に、自転車教室を実施します。</p> <p>②6 小学生を対象とした自転車教室 ②7 自転車運転免許制度の導入 ②8 成人を対象とした自転車教室 ②9 中学・高校生を対象とした自転車読本の配布及びスケアードストレート事業の導入 （自転車読本の中にヘルメット着用を促す内容を追加する。また、自転車教室ではより効果的な交通安全意識の向上を図るため、スケアードストレート事業を導入する。） ③0 各種団体を対象とした交通安全教室 ③1 その他の安全教育の取組（自転車利用者に対してヘルメット着用を促進する活動に取り組む。）</p>				○	→				
		交通違反に対する指導・取締りとの連携	<p>平成27年6月の道路交通法の一部改正を踏まえ、引き続き警察による交通違反に対する指導取締りとの連携の強化を図ります。</p> <p>③2 交通違反に対する指導・取締りとの連携 （平成27年6月の道路交通法の一部改正を踏まえ、警察との連携強化を図る。）</p>				○	→				
		定期点検や保険加入など安全な自転車利用の促進	<p>自転車販売店による自転車販売時の自転車保険等の加入の呼び掛けや損害保険会社との連携による利用しやすい自転車保険商品の提供など保険の加入を促します。また、市営駐輪場利用者を対象に自転車無料点検サービスを実施し、点検整備を受ける気運の醸成やT Sマークの普及に取り組めます。</p> <p>③3 自転車保険の普及促進 （自転車販売店による自転車販売時の自転車保険等の加入の呼び掛けを行う。また、損害保険会社との連携による利用しやすい自転車保険商品の提供などに取り組む。） ③4 市営駐輪場利用者に対して自転車無料点検サービスの提供</p>				○	→				
	放置自転車対策	駐輪指導・街頭での啓発活動	<p>自転車の放置防止に向け、駐輪指導や街頭での啓発活動に取り組みます。</p> <p>③5 街頭指導および事業所や学校への訪問指導</p>				○	→				
		放置自転車の撤去	<p>地域の特性にあった時間帯による効果的な放置自転車の撤去などに取り組みます。</p> <p>③6 放置規制区域内の即時撤去および区域外での長期放置自転車の撤去 （より効果を高めるため、地域の特性にあった時間帯による放置自転車の撤去などに取り組む。）</p>				○	→				
		自転車の盗難防止	<p>確実な施錠の呼びかけや防犯登録の徹底など盗難防止に取り組めます。</p> <p>③7 防犯登録やツーロックの啓発 ③8 防犯登録制度などにおけるICタグを活用した運用の検討</p>				○	→				

(※1)行政が主体的に実施する取組
(※2)行政が支援し、民間主導での実施が期待できる取組

●●● 検討 ●→ 実施

理念を実現していくための施策			実施プログラム					(利用場面への寄与)			
施策の柱	施策	施策の具体的な取組	具体的な取組の内容	(1)利用者が改善効果 を享受できる取組 行政主体※1	(2)相乗効果 が期待できる取組 民間主体※2	(3)継続的 な実施が 必要な取組	H28～R1 年度 のプログラム	次期以降のプ ログラム	通勤・ 通学	買物・ 私用等	観光等
活 用 促 進	地域の新たな魅力づくりへの活用	自転車を活用した市民主体の魅力づくりの推進	市民が主体となってサイクリングコースを設定するなど、地域の新たな魅力づくりが促進されるよう取り組みます。 ③⑨ 自転車を活用した市民主体の魅力づくり活動の支援 ④⑩ サイクルイベント等の開催支援		○		→				○
	観光振興への活用	観光振興に寄与する自転車活用の推進	周辺自治体が行っているサイクリング観光等との連携などにより、観光振興に寄与する自転車活用に取り組みます。また、自転車を利用した観光ルートなどを記載した自転車マップを作成します。 ④① 可部線廃線敷を活用したサイクリングロード等の検討 ④② 自転車案内サイン等の検討 ④③ 自転車マップの作成 (自転車を利用した観光ルートなどを記載した自転車マップを作成するとともに、適宜、充実した内容に更新しながら情報提供する。) ④④ サイクルトレイン・サイクルバス等の検討 ④⑤ サイクルステーションの検討			(○)	●●●●●●●● → (自転車マップ)				○
		新たな自転車レンタルシステムの導入	「ぴーすくる」の利用促進を図るため、SNSを活用した情報発信や利用者の荷物を宿泊施設等に届ける荷物配送サービス事業と連携します。また、本市と同種の自転車レンタルシステムを導入している他都市との会員登録IDの連携による登録手続きの簡素化などの利用促進策に取り組みます。 ④⑥ 「ぴーすくる」の利用促進策の実施 (SNSを活用した情報発信や利用者の荷物を宿泊施設等に届ける荷物配送サービス事業との連携を検討する。また、本市と同種の自転車レンタルシステムを導入している他都市との会員登録IDの連携による登録手続きの簡素化など利用促進策に取り組む。)	○			→				○
	自転車の更なる利用促進	情報発信などによる自転車の利用促進	過度なマイカー依存を是正し、環境負荷の低い自転車利用（公共交通と組み合わせた通勤を含む）への転換を図るため、各種媒体を用いた啓発活動などに取り組みます。 ④⑦ 自転車利用を促す情報発信の検討 ④⑧ サイクル&ライドの推進 ④⑨ 自主的な取組を行っている事業所や商店街などの表彰制度の検討			(○)	●●●●●●●● → (実施プログラムに係る情報発信)			○	○

(※1)行政が主体的に実施する取組
 (※2)行政が支援し、民間主導での実施が期待できる取組

●●●●●●●● 検討 ●→ 実施